

令和7年度

定例監査等結果報告書

幸手市監査委員



幸 監 発 第 4 0 号
令 和 8 年 2 月 2 7 日

幸 手 市 長 木 村 純 夫 様
幸 手 市 議 会 議 長 青 木 章 様

幸 手 市 監 査 委 員 丸 山 洋 之

幸 手 市 監 査 委 員 松 田 雅 代

令 和 7 年 度 定 例 監 査 の 結 果 に つ い て （ 報 告 ）

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 項 及 び 第 4 項 の 規 定 に 基 づ く 定 例 監 査 を 執 行 し た の で、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、 そ の 結 果 に 関 す る 報 告 書 を 提 出 し ま す。



幸 監 発 第 4 1 号
令 和 8 年 2 月 2 7 日

幸 手 市 長 木 村 純 夫 様
幸手市議会議長 青 木 章 様
幸手市土地開発公社
理 事 長 木 村 純 夫 様
日本環境マネジメント株式会社
代表取締役 片 山 安 茂 様

幸手市監査委員 丸 山 洋 之

幸手市監査委員 松 田 雅 代

令和7年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

目 次

定 例 監 査

第 I	監査の概要	1
第 II	監査の対象	1
第 III	監査の着眼点	1
第 IV	監査の実施内容	1
第 V	監査の結果	
1	秘書課	2
2	政策課	3
3	財政課	4
4	くらし防災課	5
5	市民課	6
6	保険年金課	7
7	環境課	8

財政援助団体等監査

幸手市土地開発公社	9
日本環境マネジメント株式会社	13

令和7年度 定例監査

第Ⅰ 監査の概要

- 1 実施基準 幸手市監査基準に準拠し実施
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査
- 3 監査の期間 令和7年11月から令和8年2月まで

第Ⅱ 監査の対象

- ・総合政策部（秘書課、政策課、財政課）
 - ・市民生活部（くらし防災課、市民課、保険年金課、環境課）
- 令和7年4月1日から令和7年9月30日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務事業の執行

第Ⅲ 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重点監査項目及び主な着眼点を次のとおりとした。

- ① 財務に関する事務の執行が適正かつ効率的であるか。
- ② 事務執行の管理運営が合理的かつ効率的であるか。
- ③ 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ④ 現金等の保管及び取扱い（確認体制）は適正か。
- ⑤ その他監査委員が必要と認める事務事業等。

第Ⅳ 監査の実施内容

あらかじめ提出された資料に基づき所属長、関係職員からその内容について説明を求め、予算及び事務事業の執行並びに財務に関する帳簿等の事務処理が適正かつ合理的に運営されているかを監査した。

第Ⅴ 監査の結果

対象とした令和7年4月1日から令和7年9月30日までの予算及び事務事業の執行並びに財務に関する帳簿等の事務処理については、適正に行われていると認められた。

各所属別の監査結果及び意見は次のとおりである。

1 秘書課

(1) 職員構成

秘書課に所属する職員は7名であり、秘書担当2名、シティプロモーション担当2名、広報担当2名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
7	課長	1	—	—
	秘書担当	2	—	—
	シティプロモーション担当	2	—	—
	広報担当	2	—	—
	計	7	—	—

(2) 予算の執行状況

秘書課の所管する一般会計歳入予算現額2億51万円に対して、収入済額は8,331万1千円（対予算収入率41.5%）である。

また、一般会計歳出予算現額1億6,070万円に対して、支出済額は1,588万3,155円（執行率9.9%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

2 政策課

(1) 職員構成

政策課に所属する職員は11名であり、政策担当3名、施設整備担当4名、情報システム担当（DX推進担当）3名により業務が執行されている。

（単位：人）

職員人数	担当別内訳			
	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
11	課長	1	—	—
	政策担当	3	—	—
	施設整備担当	4	—	—
	情報システム担当 DX推進担当	2	1	—
	計	10	1	—

(2) 予算の執行状況

政策課の所管する一般会計歳入予算現額2億9,116万3千円に対して、収入済額は0円（対予算収入率0%）である。

また、一般会計歳出予算現額6億521万5千円に対して、支出済額は7,117万916円（執行率11.8%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

3 財政課

(1) 職員構成

財政課に所属する職員は5名であり、財政担当4名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
5	課長	1	—	—
	財政担当	4	—	—
	計	5	—	—

(2) 予算の執行状況

財政課の所管する一般会計歳入予算現額 86 億 3,555 万 9,154 円に対して、収入済額は 52 億 8,772 万 5,947 円（対予算収入率 61.2%）である。

また、一般会計歳出予算現額 20 億 5,556 万 6 千円に対して、支出済額は 6 億 7,580 万 7,401 円（執行率 32.9%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

4 くらし防災課

(1) 職員構成

くらし防災課に所属する職員は18名であり、コミュニティ・生活担当7名、交通安全防犯担当3名、防災担当(危機管理担当)5名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
18	課長・副参事	2	—	—
	コミュニティ・生活担当	4	—	3
	交通安全防犯担当	3	—	—
	防災担当	5	—	—
	危機管理担当			
	くらし防災課付	1	—	—
	計	15	—	3

(2) 予算の執行状況

くらし防災課の所管する一般会計歳入予算現額 3,308 万 2 千円に対して、収入済額は 369 万 9,573 円(執行率 11.2%)である。

また、一般会計歳出予算現額 10 億 9,557 万 8 千円に対して、支出済額は 4 億 6,759 万 1,906 円(執行率 42.7%)である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

5 市民課

(1) 職員構成

市民課に所属する職員は20名であり、市民担当11名、記録担当4名、マイナンバー担当13名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
20	課長	1	—	—
	市民担当	5	—	6
	記録担当	4	—	0
	マイナンバー担当	(9)	—	4
	計	10	—	10

(2) 予算の執行状況

市民課の所管する一般会計歳入予算現額 5,121 万 7 千円に対して、収入済額は 934 万 1,380 円（対予算収入率 18.2%）である。また、歳出予算現額 3,529 万 3 千円に対して、支出済額は 1,000 万 4,587 円（執行率 28.3%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

6 保険年金課

(1) 職員構成

保険年金課に所属する職員は20名であり、国民健康保険担当8名、国民年金担当4名、後期高齢者医療担当7名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
20	課長	1	—	—
	国民健康保険担当	7	—	2
	国民年金担当	2	—	2
	後期高齢者医療担当	4	—	3
	計	13(実人数)	—	7

(2) 予算の執行状況

保険年金課の所管する一般会計歳入予算現額4億1,486万円に対して、収入済額は638万5,843円(対予算収入率1.5%)である。また、歳出予算現額12億2,148万5千円に対して、支出済額は5億7,205万9,125円(執行率46.8%)である。

保険年金課の所管する国民健康保険特別会計歳入予算現額55億4,131万4千円に対して、収入済額は25億2,941万2,436円(対予算収入率45.6%)である。また、歳出予算現額54億9,672万5千円に対して、支出済額は24億2,291万9,952円(執行率44.1%)である。

保険年金課の所管する後期高齢者医療特別会計歳入予算現額10億295万9千円に対して、収入済額は3億6,985万6,328円(対予算収入率36.9%)である。また、歳出予算現額10億295万9千円に対して、支出済額は2億4,731万365円(執行率24.7%)である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

7 環境課

(1) 職員構成

環境課に所属する職員は14名であり、環境担当4名、廃棄物担当8名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
14	課長	1	—	—
	環境担当	3	1	—
	廃棄物担当	4	—	4
	環境課付	1	—	—
	計	9	1	4

(2) 予算の執行状況

環境課の所管する一般会計歳入予算現額2億8,040万円に対して、収入済額は4,763万6,365円(対予算収入率17.0%)である。

また、一般会計歳出予算現額16億4,922万5,154円に対して、支出済額は2億9,012万9,204円(執行率17.6%)である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

令和7年度 財政援助団体等監査（指定管理者）

第Ⅰ 監査の概要

- | | |
|---------|--|
| 1 実施基準 | 幸手市監査基準に準拠し実施 |
| 2 監査の種類 | 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
幸手市監査基準第2条第1項第3号
公の施設の指定管理者監査 |
| 3 監査の期間 | 令和7年11月から令和8年2月まで |

第Ⅱ 監査の対象

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 監査対象団体 | 日本環境マネジメント株式会社 |
| 2 対象施設 | 幸手市コミュニティセンター |
| 3 団体の所管部課 | 市民生活部 暮らし防災課 |
| 4 補助金等の名称 | コミュニティセンター指定管理料 |

第Ⅲ 監査の範囲

令和6年度決算及び令和7年度上半期（9月30日現在）のコミュニティセンター指定管理料に係る出納その他の事務について

第Ⅳ 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重点監査項目及び主な着眼点を次のとおりとした。

【所管部課関係】

- ①管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ②協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

【指定管理者関係】

- ①施設は関係法令（条例含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ②協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③関係帳票の整備や保管は適切か。

第Ⅴ 監査の実施内容

あらかじめ提出された資料に基づき、団体の所管部課及び団体からその内容について説明を求め、事務室等を実査し、出納及びその他の事務について、適正かつ合理的に運営されているかを監査した。

第Ⅵ 監査の結果

対象とした令和6年度及び令和7年4月1日から令和7年9月30日までの所管部課における交付事務、並びに財政的援助を受けた団体業務に係る出納その他の事務の執行は、財政的援助等の目的に沿って、適正に行われていると認められた。

1 団体の概要

- (1) 名称 日本環境マネジメント株式会社
 (2) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1
 (3) 代表者 代表取締役 片山 安茂
 (4) 設立年月日 昭和49年12月25日
 (5) 資本金 30,000千円
 (6) 売上高 5,791百万円
 (7) 従業員の人数 2,088名
 幸手市コミュニティセンター所属 計10名
 統括責任者 1名 館長 1名
 受付スタッフ6名 清掃スタッフ2名

2 市との関係

地方自治法第244条の2第3項及び幸手市コミュニティセンター設置及び管理条例第14条の規定に基づき、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで幸手市コミュニティセンターの管理を行わせている。

管理施設

施設名	幸手市コミュニティセンター
施設の種別	地方自治法に基づく公の施設
所在地	幸手市香日向4-5-2
開設	平成3年7月1日
利用者数 (令和6年度)	37,145人
利用件数 (令和6年度)	3,315件

3 収支状況

(1) 令和6年度

【決算額】

収入	指定管理料	15,206,819円
	利用料金	2,536,770円
	事業収入	2,477,900円
	その他の収入	860,397円
	計	21,081,886円
支出	人件費支出	9,463,490円
	光熱水費支出	4,330,161円
	修繕費支出	1,000,000円
	委託料	2,122,450円
	通信運搬費	189,815円
	印刷製本費	0円
	消耗品等	335,217円
	自主事業費	2,370,912円
	指定事業費	0円
	その他	1,016,922円
	予備費	540,658円
	計	21,369,625円

(2) 令和7年度

【予算額】

収入	指定管理料	17,371,000円
	利用料金	2,475,000円
	事業収入	2,600,000円
	その他の収入	868,000円
	計	23,314,000円
支出	人件費支出	9,830,000円
	光熱水費支出	5,600,000円
	修繕費支出	1,000,000円
	委託料	2,070,000円
	通信運搬費	157,000円
	印刷製本費	0円
	消耗品等	330,000円
	自主事業費	2,270,000円
	指定事業費	0円
	その他	1,057,000円
	予備費	1,000,000円
	計	23,314,000円

4 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

令和7年度 財政援助団体等監査（出資団体監査）

第Ⅰ 監査の概要

- | | |
|---------|--|
| 1 実施基準 | 幸手市監査基準に準拠し実施 |
| 2 監査の種類 | 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
幸手市監査基準第2条第1項第3号
出資団体監査 |
| 3 監査の期間 | 令和7年11月から令和8年2月まで |

第Ⅱ 監査の対象

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 監査対象団体 | 幸手市土地開発公社 |
| 2 団体の所管部課 | 総務部 契約管財課 |
| 3 出資金 | 1,000,000円（昭和49年設立時） |

第Ⅲ 監査の範囲

令和6年度決算及び令和7年度上半期（9月30日現在）の貸付金に係る出納その他の事務について

第Ⅳ 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重点監査項目及び主な着眼点を次のとおりとした。

- ①定款及び経理規程等の諸規程は整理されているか。
- ②設立目的（出資目的）に沿って事業運営が行われているか。
- ③決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ④事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ⑤会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- ⑥資産の運用は適切か。また、経費削減は図られているか。

第Ⅴ 監査の実施内容

あらかじめ提出された資料に基づき、団体の所管課からその内容について説明を求め、出納及びその他の事務について、適正かつ合理的に運営されているかを監査した。

第Ⅵ 監査の結果

対象とした令和6年度及び令和7年4月1日から令和7年9月30日までの予算及び事務事業の執行並びに財務に関する帳簿等の事務処理については、概ね適正に行われていると認められた。

幸手市土地開発公社

1 団体の概要

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 代表者 | 理事長 木村 純夫 |
| (2) 設立年月日 | 昭和49年4月1日 |
| (3) 役員 | 理事長1名、副理事長1名、理事9名、監事2名 |
| (4) 事務局体制 | 事務局長1名、係長1名、係員2名 |

2 目的

幸手市土地開発公社定款第1条によると、公共用地、公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

3 事業内容

目的達成のための事業は、幸手市土地開発公社定款第19条に次のとおり記載されている。

第19条 この土地開発公社は、第1条の業務を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

4 財務内容

(1) 損益計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1	事業収益		
	附帯事業収益	5,835,000	5,835,000
2	事業原価		
	附帯事業原価	23,518	23,518
	事業総利益		<u>5,811,482</u>
3	管理費		
	維持管理費	12,386,017	
	人件費	79,204	
	会議費	75,000	
	事務費	358,391	
	租税公課	1,552,700	14,451,312
	事業損失		<u>8,639,830</u>
4	事業外収益		
	受取利息	19,550	
	雑収入	6,059,455	6,079,005
5	事業外費用		
	雑損失	12,000	12,000
	経常損失		<u>2,572,825</u>
	当期純損失		<u>2,572,825</u>

(2) 貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(単位：円)

〈資産の部〉			
1	流動資産		
	当座預金	3,582	
	普通預金	34,888,044	
	未収金	278,000	
	公有用地 (16,929.22 m ²)	410,670,284	
	代替地 (9,309.65 m ²)	1,301,460,138	
	流動資産合計		1,747,300,048
2	固定資産		
	定期預金	1,000,000	
	固定資産合計		1,000,000
	資産合計		<u>1,748,300,048</u>
〈負債の部〉			
1	流動負債		
	前受金	1,017,440	
	未払金	511,500	
	短期借入金	120,000,000	
	流動負債合計		121,528,940
2	固定負債		
	長期借入金	717,860,000	
	固定負債合計		717,860,000
	負債合計		<u>839,388,940</u>
〈資本の部〉			
1	資本金		
	基本財産	1,000,000	
	基本金合計		1,000,000
2	準備金		
	前期繰越準備金	910,483,933	
	当期純損失	2,572,825	
	準備金合計		907,911,108
	資本合計		<u>908,911,108</u>
	負債資本合計		<u>1,748,300,048</u>

5 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし